



---

## 2. 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の期限再延長について

---

### ◆新型コロナウイルス感染症対策として◆

従業員が安心して休めるよう特別休暇制度を導入し、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを対象にした「働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）」について、申請期限が再延長されました。

○交付申請期限：令和2年9月30日→令和3年1月4日

○事業実施期間：令和2年9月30日→令和2年12月31日

○支給申請期限：令和2年11月16日→令和3年1月15日

この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisiki.html)

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

## 3. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について

---

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

・正規雇用・非正規雇用を問わない事業主向け助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）

・委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）

を創設し、令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

このたび、支給要領が改正され、対象となる休暇等の取得期間が令和2年12月31日までに延長されました。

具体的な内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13847.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13847.html)

<問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

---

#### 4. 宮城県雇用維持交付金（雇用調整助成金等への 上乗せ助成）のお知らせ（期間を延長しました）

---

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた中小企業事業主に対し、雇用維持に要した経費の一部を上乗せして助成しています。

このたび、支給の対象となる休業等の期間が令和2年12月末まで延長となりました。

◆対象：雇用維持のための措置として実施した休業等について、宮城労働局より「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業事業主

◆助成率：事業主の支払った休業手当等と国の雇用調整助成金等との差額の1/2

※ただし、国の雇用調整助成金等と県補助額の合計で日額15,000円を上限とする。

◆受付期間：宮城労働局から支給決定を受けた日の翌日から起算して3か月以内

●HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/koyouiji.html>

【お問合せ先】

宮城県雇用対策課 雇用創出支援班 雇用維持交付金担当（022-797-4026）

---

## 5. 労働災害が増加中 ー適切な対策の徹底をー

---

県内の労働災害は7月末時点で増加に転じ、8月末時点ではその増加が拡大しています。

休業4日以上之死傷災害では、第三次産業が全体の約5割を占めています。事故の型別にみると、転倒、はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落の順で増加率が大きくなっています。

また、死亡災害では、8人中5人が製造業であり、それ以外を含めて、すべてが屋外型産業において発生しています。

労働災害の増加に歯止めを掛けるため、Webを活用した安全衛生教育、労働災害防止団体の専門家による指導・支援、「safe Work ゼロ災 MIYAGI」や「Safe Work 向上宣言」による取組、エイジフレンドリーガイドラインやエイジフレンドリー補助金とうにより、積極的な安全衛生管理活動を展開しましょう。

詳細は、宮城労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

●関連するプレスリリースは、こちらです。

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/redirectpage20201001saigaitaha2p\\_release.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/redirectpage20201001saigaitaha2p_release.html)

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

---

## 6. 「溶接ヒューム」等が健康障害の防止措置の対象となります

---

「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」については、精神障害等の健康障害を及ぼす恐れがあります。そこで、令和3年4月1日から、ばく露防止などの健康障害防止措置が義務づけられることとなっています（一部経過措置あり。）。

「溶接ヒューム」については、屋外作業場と屋内作業場では措置内容が異なってきますので、ご注意ください。

詳しくは、宮城労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

●関係する情報のホームページは、こちらです。

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200929kinzokua-kuyouseitutusagyou.html>

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

---

7. 「パート・有期雇用労働法」に対応するための「同一労働同一賃金ワークショップ」を県内各地で開始します！（宮城労働局委託事業）

---

◆令和3年4月1日から中小企業にも「パート・有期雇用労働法」が適用されます◆

同法により、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の違いが禁止され、待遇の違いやその理由について労働者に対する説明義務等が生じます。

ワークショップは少人数制（おおむね1社から3社）で、具体的な取組手順を解説しながら個別の相談にも応じる説明会です。正社員とパート・有期雇用労働者との待遇（賃金・賞与・各種手当等）の違いを客観的・合理的に説明できるようにするための準備を進めましょう。

【ワークショップの申込先及び問合せ先】

宮城働き方改革推進支援センター（0120-97-8600）

<https://miyagi-hatarakikata.jp/>

【パート・有期雇用労働法について】

雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

---

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。

- ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大き  
さで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご  
覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配  
信された場合は、他の方が間違えて登録した  
可能性がありますので、上記の配信停止の手  
続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送  
信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一  
部については、私的使用または引用など著  
作権法上認められた行為として、出所を明  
示することにより、引用、転載、複製を行  
うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---